

軽自動車税のしくみ

▼問合せ 税務課
☎62-2153

軽自動車税は、軽自動車等を毎年4月1日現在で所有（登録）している場合に、年税額で課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくこととなります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

【手続き場所】

◇原動機自動車・小型特殊自動車
役場税務課窓口
◇軽自動車（三輪・四輪）
軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所

☎050-3816-3112

◇小型二輪自動車・軽二輪自動車
埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所
☎050-5540-2027

【注意がほしい】

- 現物を廃棄処分した場合、速やかに廃車手続きをしましょう。
- 知人等に譲渡した場合も名義変更をしましょう（手続き漏れの場合、前所有者に納税通知書が送られます）。
- 盗難に遭われた場合でも警察の盗難届とともに廃車の手続きが必要です。

町民税（第4期）の納期限は1月31日です

▼問合せ 税務課
☎62-2153

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面記載の納付場所、納期限内に納付してください。

口座振替の方は、1月31日（金）に所定の口座から引き落としされます。通帳残高のご確認をお願いします。

税務署からのお知らせ

▼問合せ 東松山税務署
☎22-0990（自動音声案内）

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

期間 2月17日（月）～3月16日（月）
土日・祝日等を除く

※期間中は、東松山税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

※申告書の作成には時間を要します。15時ごろまでにお越しください。

場所 東松山市民文化センター大会議室

その他 期間以外の相談は、東松山税務署で受け付けますが、長時間お待ちいただく場合があります。また、駐車スペースには限りがあります。

浄化槽をご利用の皆さんへ

▼検査申込み・問合せ
（一社）埼玉県環境検査研究協会
☎048-649-5151

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

ご家庭の庭先に埋設された浄化槽は、トイレ等の汚水を処理するもので生活に欠かせない重要な施設です。汚水は浄化槽の中の微生物の働きにより浄化され、最後に消毒され側溝等に放流されます。微生物が十分に働けるように、たまった汚泥の引抜きや装置の調整、消毒薬の補充などの維持管理を行わないと、故障により多額の費用が必要になったり、悪臭等で近隣に迷惑をかける可能性もあります。このため、浄化槽の維持管理としては次の3つを行うことが法律により義務付けられています。

- (1) 保守点検：浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等（年3回以上）
- (2) 清掃：浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りなど（年1回以上）
- (3) 定期水質検査：保守点検清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査（年1回）

浄化槽をご利用の方についてはこの3つの維持管理を清掃業者などに任せ

最も多い1定期検針分
○軽減となる水道料金の算出
軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金

○軽減申請書の提出
申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明を受け提出してください。

○軽減決定の通知
申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知は給水装置使用者あてに送付します。

水道料金の軽減制度について、ご不明な点はお問い合わせください。

水道水の漏水調査を実施します

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

町では、限りある水資源の有効活用や陥没による事故等を未然に防止するため、道路や宅地内に埋めてある水道管の漏水調査を毎年行っています。

調査期間 1月～3月頃
調査地区 菅谷、川島、むさし台
実施業者 株式会社サンスイ

※調査の内容により皆さんのご自宅などの敷地内に身分証明書を携行した調査員が立ち入りさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。

ぞれ依頼（委託）しなければなりません。浄化槽の機能が十分に発揮するよう適正な維持管理をお願いします。※町管理型浄化槽をご利用の方については維持管理を町で行っています。

水道メーターの交換にご協力をお願いします

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

皆さんのご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換しています。

メーター交換作業に際して対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキで郵送します。交換作業は、町が依頼している委託業者が行います（お知らせに記載されています）。なお、交換作業実施に伴い、一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合があります。透明度を確認してからご使用ください。

ご不在の場合でも交換させていただきますので、ご了承ください。

【注意がほしい】

委託業者が行うメーターの交換作業で、交換費用を請求することは一切ありません。ご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

雨水を污水管に流していませんか

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

雨の日は、処理場に流れ込む汚水量が晴れの日の倍以上になることがあります。この原因として、次のことが挙げられます。

- ▼雨どいが污水管に接続されている庭などに降った雨水が、污水管に流れ込んでいる
- ▼污水管に接続している外流しから、雨水が流れ込んでいる

処理場の処理能力の限界を超える、機能が麻痺してしまいます。悪影響として、次のことが考えられます。

- ▼道路上のマンホールや、宅内汚水まなどから汚水があふれ出す
- ▼各家庭からの排水が流れにくくなり、逆流を起こしたりする
- ▼下水処理場で汚水をきれいに処理できず、川や海の水質が悪化する
- ▼嵐山町の公共下水道は、汚水と雨水を別々に処理する「分流式」です。
- 雨どいは、「污水管」や「汚水ます」に絶対に接続しない。
- 外流しの上に屋根がない場合は、降雨時には「栓」をして蓋をする。

など、雨水が污水管に流れ込まないように十分注意しましょう。

■水道メーター



- 夜、水の音がする
- 排水のほかに水が出ている
- 壁、地面に常に濡れている所がある
- 水道使用量が顕著に増えた

【漏水の確認方法】

このようなときは、地下や床下で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

水道の漏水にご注意ください

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

【漏水修理について】

ご自身で、町指定の給水装置工事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。

※修理費用は、お客様負担となります。水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、給水装置の管理はご自身が行なうため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

【水道料金の軽減制度】

宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけはありません。

この制度を受けることができるのは、同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

○軽減の対象となる漏水

発見困難な地下漏水

○軽減の対象とならない漏水
●事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水

●同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地内同一箇所での2度目以降の漏水
●町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象期間
漏水していた期間のうち、漏水量の